

丙

判決

十月十九日

合校

施行

十月五日

日

日號

へ送る

月日

起案用紙(丙)

主管局課號欄
 第 號 送 受
 月 月
 日 日

第 號 送 受
 月 月
 日 日

外課
 厚生省
 渉收 298
 昭和 21
 23.10.

合議局課號日
 第 號 送 受
 月 月
 日 日

26

案起 昭和三十二年十月十九日
 局課 十月五日
 付課 月 日
 日號 月 日
 へ送る 月 日

課長

事務官

主任

年 月 日

社會局長宛

渉外課長

日本遺族厚生連盟法人設立
 に対する許可願に関する件

標記の件に関する 連合軍最高司令官

厚生省

總司令部公衆衛生福祉部より別紙写の通り
 十月七日附覽書を 受領したため茲に連絡する。

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Public Health and Welfare Section
APO 500



7 October 1948

26

(PHMJG 77)

MEMORANDUM FOR: Ministry of Welfare, Japanese Government

SUBJECT: Request for Approval for Incorporation of the
Japanese Bereaved Families Welfare Federation

1. Reference is made to letter C.L.C.O. No. 3191 (W. M. L. 186) dated 9 September 1948, subject same as above.
2. With reference to the subject request for approval of the Japanese Bereaved Families Federation as a National Incorporation, the issuing of formal incorporation to this organization would serve no useful purpose.
3. Approval of such incorporation as suggested would develop a program of special and preferential treatment for selected groups contrary to the purpose and intent of SCAPIN 775 dated 27 February 1946.

DIST. "B"

Crawford F. Sams
CRAWFORD F. SAMs,
Brigadier General, Medical Corps
Chief

裏
面
白
紙

233

連合軍最高司令官總司令部 公衆衛生福祉部

APPO五〇〇

(PHMJG七七)

昭和二十三年十月七日

日本政府厚生省に對する覺書

日本遺族厚生連盟法人設立に對する
許可願に關する件

一、連絡調整中央事務局書翰第三一九一號

(WML一八六)昭和二十三年九月九日附、主題右に
同ト参照

二、主題 日本遺族厚生連盟を全國的組織として
法人化する許可願に關し、右連絡に對する公式

厚生省

法人設立許可は有用なる目的にそつたものである。
三、提示されたようなる法人設立許可は昭和
二十一年二月二十七日附指令SCAPIN七七五号の
目的及び意圖に反し、選ばれたる集團に對する
特殊の差別的待遇を計る事業を發展させる
ことにならざるであらう。

公衆衛生福祉部長

軍医准將

クローフォード、エマサウス